

## 別紙 1

○ 緑の回廊設定要領の運用について（平成12年3月22日付け12-4林野庁経営企画課長通知）の一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>1 設定の基準について</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ルートの設定 (略)</p> <p>ア 野生生物の<u>生息・生育</u>地間を効率的かつ効果的に連結させるため、極力、複雑な形状を避け、最短距離で連結すること</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 取扱方針について</p> <p>(1) 伐採 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 伐採箇所の選定に当たっては、野生生物の<u>生息・生育</u>地、営巣木や採餌木の周辺、野生生物の移動経路等への影響が大きい箇所は避けること</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 管理 (略)</p> <p>ア 緑の回廊の巡視に当たっては、特に野生生物の<u>生息・生育</u>状況及び環境の把握に努めるとともに、一般の入林者に対する普及啓発に努めること</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 野生生物の<u>生息・生育</u>に悪影響を及ぼさないよう配慮した上で、緑の回廊に対する国民の理解を深めるための看板の設置等を積極的に推進するとともに、地元の要望がある場合等必要に</p>	<p>1 設定の基準について</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ルートの設定 (略)</p> <p>ア 野生生物の<u>生育・生息</u>地間を効率的かつ効果的に連結させるため、極力、複雑な形状を避け、最短距離で連結すること</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 取扱方針について</p> <p>(1) 伐採 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 伐採箇所の選定に当たっては、野生生物の<u>生育・生息</u>地、営巣木や採餌木の周辺、野生生物の移動経路等への影響が大きい箇所は避けること</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 管理 (略)</p> <p>ア 緑の回廊の巡視に当たっては、特に野生生物の<u>生育・生息</u>状況及び環境の把握に努めるとともに、一般の入林者に対する普及啓発に努めること</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 野生生物の<u>生育・生息</u>に悪影響を及ぼさないよう配慮した上で、緑の回廊に対する国民の理解を深めるための看板の設置等を積極的に推進するとともに、地元の要望がある場合等必要に</p>

応じて森林環境教育の場として活用すること

(4) 施設の整備

ア (略)

(ア) 観察施設や巡視拠点の建設等に当たっては、野生生物の生息・生育地、営巣木や採餌木の周辺、野生生物の移動経路等への影響が大きい箇所は避けること。また、その維持管理を適切に実施すること

イ 施設の整備に当たっては、その整備が野生生物の生息・生育環境に悪影響を及ぼさぬよう、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取するなど、計画初期段階から十分に検討し、必要最小限とするものとする。

(5) (略)

3 設定手続等について

(1) (略)

(2) 設定案の内容

設定要領の第3の1の(1)のアからオに掲げる緑の回廊設定方針(案)(以下「設定方針(案)」という。)の内容は、次の項目に従い定めるものとする。

このうち特に「ア(エ)着目する野生生物種」については、緑の回廊の設定目的に応じて着目する野生生物種及びその生息・生育について特に留意すべき事項を、別添「評価項目(標準例)」を参考として定めるものとする。

ア～オ (略)

(3) (略)

別添

応じて森林環境教育の場として活用すること

(4) 施設の整備

ア (略)

(ア) 観察施設や巡視拠点の建設等に当たっては、野生生物の生育・生息地、営巣木や採餌木の周辺、野生生物の移動経路等への影響が大きい箇所は避けること。また、その維持管理を適切に実施すること

イ 施設の整備に当たっては、その整備が野生生物の生育・生息環境に悪影響を及ぼさぬよう、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取するなど、計画初期段階から十分に検討し、必要最小限とするものとする。

(5) (略)

3 設定手続等について

(1) (略)

(2) 設定案の内容

設定要領の第3の1の(1)のアからオに掲げる緑の回廊設定方針(案)(以下「設定方針(案)」という。)の内容は、次の項目に従い定めるものとする。

ア～オ (略)

(3) (略)

(新設)